



佐賀県公報

平成17年
8月15日
(月曜日)
第12643号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(四四一・長寿社会課)	一
○道路の区域の変更	(四四二・道路課)	一
○道路の供用開始	(四四三・)	二
○道路の区域の変更	(四四四・)	二
○道路の供用開始	(四四五・)	二
○土地改良区役員の就任届	(農地整備課)	三
○換地を非農用地区域内に定めるべき土地の指定	()	三
○選挙管理委員会事項	(告 示・三九)	三
○監査結果の措置の公表	(公 告)	三

○ 告 示

◎佐賀県告示第四百四十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十七年八月十五日

佐賀県知事 古 川 康

一 (一) 指定年月日 平成十七年八月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人花心会

所在地 伊万里市大坪町字地北乙千五百七十九番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 ヘルパーステーショングランパランいまり

所在地 伊万里市大坪町字地北乙千五百七十九番地

サービスの種類 指定訪問介護

二 (一) 指定年月日 平成十七年八月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 医療法人元生會

(三) 所在地 唐津市町田一丁目二千三百九十八番地二

事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 こはる園やぶた

所在地 唐津市養母田十二番地三

サービスの種類 指定通所介護

◎佐賀県告示第四百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年八月十五日から平成十七年九月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年八月十五日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類 及び路線名	道路の 区間		変更前 後の別	区域	
	前	後		幅員 メートル	延長 メートル
県道 川上牛津線	小城市三日月町長神田字三ヶ島 一七三一番七地先から 小城市三日月町樋口字江利九二 〇番一地先まで	小城市三日月町長神田字三ヶ島 一七三一番七地先から 小城市三日月町樋口字江利九二 〇番一地先まで	後	二〇・〇 五・八	一〇六四・〇
	小城市三日月町樋口字江利九二 〇番一地先まで	小城市三日月町樋口字江利九二 〇番一地先まで	前	二〇・二 五・〇	一〇五四・七

●佐賀県告示第四百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年八月十五日から平成十七年九月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年八月十五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 川上牛津線	小城市三日月町長神田字三ヶ島一七三一番七地先から 小城市三日月町樋口字江利九二〇番一地先まで	平成一七・八・一五

●佐賀県告示第四百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年八月十五日から平成十七年九月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供す

る。

平成十七年八月十五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の 区間		変更前 後の別	区域	
	前	後		幅員 メートル	延長 メートル
県道 坊所城島線	三養基郡みやき町大字市武字一本松一四〇一番八地先から 三養基郡みやき町大字市武字一本松一四九二番一地先まで	三養基郡みやき町大字市武字一本松一四〇一番八地先から 三養基郡みやき町大字市武字一本松一六五六番二地先まで	後	三二・八 四・三	三一六・八
	三養基郡みやき町大字市武字一本松一四〇一番八地先から 三養基郡みやき町大字市武字一本松一六五六番二地先まで	三養基郡みやき町大字市武字一本松一四〇一番八地先から 三養基郡みやき町大字市武字一本松一六五六番二地先まで	前	一七・八 二・九	三七六・四

●佐賀県告示第四百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年八月十五日から平成十七年九月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年八月十五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 坊所城島線	三養基郡みやき町大字市武字一本松一四〇一番八地先から 三養基郡みやき町大字市武字一本松一四九二番一地先まで	平成一七・八・一五

○ 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、佐賀市土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

平成17年8月15日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	西村 保馬	佐賀市鍋島町大字森田2119番地4	平成17年6月29日
"	山口 正明	" 兵庫町大字若宮689番地	"
"	千住 重幸	" " 瓦町1465番地	"
"	鶴 五夫	" " 洲2581番地1	"
監 事	春野 重敏	" " 688番地	"

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定により、県営土地改良事業(ほ場整備)兵庫東部地区(伊賀屋換地区)における次の土地は、これを従前の土地とする換地を非農用地区域内に定めるべき土地として指定した。

平成17年8月15日

佐賀県知事 古 川 康

市町村	大字	字	地番	地目	用途	地 積	摘 要
佐賀市	若宮	二本柳	1384-1	田	田	1,191m ² のうち 500m ²	大字若宮 仮地番14-4

○ 選挙管理委員会事項

◎佐賀県選挙管理委員会告示第三十九号

選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十七年八月十五日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 日時 平成十七年八月十七日 午後三時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

- (一) 第四十四回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査について
- (二) その他

○ 監査委員事項

平成17年6月9日付け佐賀県公報号外で公告した定期監査の結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成17年8月15日

佐賀県監査委員

監査対象機関	監査執行年月日	監査の結果	措置の内容
佐賀土木事務所	平成17年3月8日	(監査の結果) 職員手当等(管理職手当)で返納を要するものがあった。 1名分 136,410円	(措置の内容) 平成17年3月に返納処理した。 今後は、適正な事務の執行に努める。
監査対象機関	監査執行年月日	監査の結果	措置の内容
鳥栖土木事務所	平成17年3月1日	道路整備工事に伴う仮設物の積算で誤っているものがあつた。	適正な積算額で設計変更した。 今後は、職員の意識改革に努め、事業

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年八月十五日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷

<p>工事名 緊急地方道路整備工事 (久留米基山筑紫野線)</p> <p>元種算額 12,459,300円</p> <p>正当積算額 9,463,650円</p> <p>過積算額 2,995,650円</p>	<p>の各段階での点検や確認等を徹底し、適 正な設計・積算に努める。 設計変更の事務処理の中で、工事打合 簿等の有無を確認するためのマニュアル を整備することとした。</p>
--	---